

令和2年度 第4回酒田市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

日 時：令和3年3月1日（月）午後1時30分～午後2時48分

場 所：市役所3階 第一・二委員会室

出席委員：阿波由紀委員、池田賢委員、三浦由美委員、石黒まさ子委員、菅原貴子委員
尾形浩委員、富樫正幸委員、堀緑委員、阿部建治委員、阿部公一委員、
佐藤昌司委員

市 側：健康福祉部長、税務課長、納税課長、市民課長、健康課長、介護保険課長、
国保年金課長、国保担当職員

会議録署名委員：三浦由美委員、尾形浩委員

諮 問：酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

答 申

協議案件

- （1）令和3年度 国民健康保険事業計画（案）について
- （2）令和3年度 国民健康保険特別会計予算（案）について

【1 開 会】

【2 会議録署名委員の指名】

【3 諮問案件の提出】

市長（代理：健康福祉部長）より会長宛 諮問書が提出される。

（ 委員に諮問書の写しが配付 ）

【4 市長あいさつ】 代理：健康福祉部長

【5 諮問】

「会 長」

次第に従い「酒田市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。
諮問案件の内容について説明をお願いします。国保年金課長。

「国保年金課長」（資料に基づき説明）

「会 長」

ただいま、諮問案件であります「酒田市国民健康保険税条例の一部改正について」の説明がありました。委員の皆さんから、ご意見、ご質問はございませんか。

「A委員」

資料の1ページを見ますと、令和5年度の基金残高が13億円程度残るように試算したと思われませんが、案が一本しか示されておらず、所得割が0.8%減の他に、例えば0.6%減とか1.0%減での違いはどうなのかとか、所得割、均等割、平等割のうち、どれを重点的に減税していけばベストなのかとか、そういった試算もしたと思いますが、その辺についてもう少しお聞きかせください。

それから、山形市、米沢市、鶴岡市など税率改正の予定がない市と、本市の税率改正後の均等割や平等割の額と比較したかったと思いました。今後、県は保険税率の一本化という方向性を強めていくかもしれないので、今回の国保税率の引き下げによって、将来的に引き上げになると被保険者からの反発が大きくなるので、そういった資料も欲しかったところです。

資料の2ページは現行税率に基づく推計ですが、令和2年度の税率改正を基にした現行税率で令和5年度までの推計が出ていますが、令和3年度以降の改正税率を審議しているので、改正税率に基づいた令和3年度から令和5年度位までの推計を出していただけたら比較ができて良かったと思っています。そういったことを含めて、この所得割、均等割、平等割に至った経緯をもう少しご説明いただければと思います。

基金の状況から、引き下げることに反対意見は出ないと思いますが、どの程度まで引き下げていけばいいのか、これだけ基金が過剰にある状況で、前回の協議会では、国保会計の3月補正で一般会計から6,400万円程度繰り入れていましたが、令和元年度の3月補正の時は160万円程度だったと記憶しています。前回、聞き逃してしまったので、基金が想定した額を上回ったことと併せて説明していただければと思います。

それから、今後も税率改正の審議をしなければならない機会があると思いますので、もう少しわかりやすい資料を出していただければ大変ありがたいということでお願いいたします。

「国保年金課長」

最初に税率改正に至った経緯ですが、通常であれば昨年度のように事前に皆様方に提示して、じっくり審議をしていただくという形をとるわけですが、前回、副市長からお話がありましたように、市長の強い思いということ。事務局としては、毎年度、県から示される納付金の額が変わるものですから、毎年度、収支の確認と基金残高の見通しを立てたうえで協議会で説明していますが、昨年度に税率改正したばかりでしたので、今年度の国保会計の状況を見てから検討してもいいのではないかと考えていたところです。ただし新型コロナウイルスの影響が拡がっており、本市でもコロナの影響による国保税の減免を実施していますが、1月末現在で2,400万円を超えています。そういった状況を鑑みて、出来るだけ加入者の負担軽減を速やか

に図ったほうがいいのではないかということで、令和2年度に引き続き、令和3年度も税率を引き下げさせていただきたいというのが経緯でございます。

具体的な税率の検討については、さきほど委員からお話がありましたように、昨年度の試算で令和5年度末基金残高が約13億円という見通しを立てたものですから、今回検討するに当たっても危険負担を含め、この辺りではないかと考えました。令和5年度で約13億円ということ踏まえ、基金をどのくらい活用したらいいのかをシステムを使って、出来る限り被保険者の負担が軽減されることを念頭に置いて計算した結果が、この組み合わせになったものです。

基本的な税率の組み合わせは、所得割、均等割、平等割となりますが、所得割は能力に応じた応能割、均等割と平等割は一人当たりと一世帯当たりの応益割で、応能割と応益割はだいたい50対50という基準があり、その中で均等割と平等割は35対15で、必ずその割合でなければならないということではありませんが、そのくらいを目安にすることになっているものですから、どのくらい基金から繰り入れられるかということと、出来る限り被保険者の負担軽減になるようにということで、皆さんにお示しした率になったということです。

「国保係長」

令和2年度3月補正時点での一般会計繰入金が高額になったことにつきましては、財政安定化支援事業の額の確定により6,400万円ほどの増額になったものでございます。

「A委員」

山形市、米沢市、鶴岡市などは税率改正はしないということですので、令和2年度税率の所得割、均等割、平等割の税率がわかるようでしたら、比較するうえで参考になると思いますので、提示が事前にあつたらありがたかったということです。

「国保年金課長」

他市の状況、あるいはグラフ等で比較できるように、今後、そのように作成したいと考えております。

「A委員」

2ページは現行税率ということで、改正税率に基づく令和3年度以降の推計はいつ頃になるのでしょうか。

「国保年金課長」

委員がおっしゃっているのは、資料1ページの右下に「税率改正による見通し」ということで、令和2年度から令和5年度までの単年度収支と基金残高がありますが、これが今回の税率改正による見通しとなりますので、これを現行税率の見通しと比較すればわかりやすいという意味ではないかと捉えたのですが、それについても、今後わかりやすく作成していきたいと考えております。

「A委員」

応能応益の負担割合が50対50はわかっていたのですが、応益割の均等割が35、平等割が15の組み合わせは、他の自治体の課税の仕方とかを参考にしているのか、それとも厚労省からの指示があるのか教えてください。

「国保年金課長」

それにつきましては、旧地方税法の施行令におきまして、均等割と平等割が35対15と規定されていましたが、平成30年度頃に政令が改正になり、基準はなくなりましたが、山形県の国保運営方針では、それを踏襲いたしまして、旧の政令の基準の30対15を使っていくとなっているものですから、本市におきましても税率改正の際は、それを用いて配分しています。

元々は国の法令で決まっていたわけですが、平等割は均等割の補完という位置付けになっていまして、例えば人数が多い家族では均等割がかなりの負担になっているものですから、平等割ができたと聞いています。

「B委員」

基金を使って3年間税率を下げていくということで、令和6年度以降、現在の率に戻るといった考え方なのでしょうか。

「国保年金課長」

国保の場合、介護保険などと違って、何年かに一回見直すということが決まっているわけではありません。税率を引き上げる場合でも引き下げる場合でも、将来的な収支や基金の見通しを示すわけです。いま言われたように、令和6年度に今の税率に戻すということではなくて、皆様方に示している税率でいきたいと思っておりますし、その前提として毎年度、収支と基金の見通しを確認する作業を行いますので、そういったことを総合して、今後も毎年度確認作業を行っていきますが、それが直ちに税率の引き下げ、引き上げに繋がるものではありません。

「C委員」

被保険者の負担軽減を図ることは非常に大事なことだと思いますが、在り方としては被保険者の健康を維持することも一つの目的ではないかと思えます。国保税の上昇を抑えることは、長い目で見れば医療費がかさむことになるわけですので、今以上に保健事業の強化が出来るのかどうか、お尋ねします。

「国保年金課長」

今回の税率改正に当たりまして、1ページの資料の1にありますように、県が示した納付金が今年度よりも2億2,600万円ほど減になるわけですが、その中で医療分が2億800万ほど減になり、今回、納付金が下がった中で医療費分が9割を占めていることから、本市の医療費がだいぶ低いとみなせるのではないかとということで、それならば、この分を全加入者に還元しようと考えたわけです。医療費適正化のため

には、後ほど説明いたします保健事業で、健康の保持増進のための事業を展開するとともにメタボ健診といわれる特定健診・特定保健指導を引き続き実施し、今後も医療費の適正化を図り、出来る限り医療費を抑えて、最終的には加入者の方々に国保税の引き下げという形で還元していければと思っています。

「会 長」

他にございませつか。

(な し)

「会 長」

ないようですつので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。諮問案件でございます「酒田市国民健康保険税条例の一部改正について」を原案のとおり答申することに、ご異議ございませつか。

(異議なし)

「会 長」

ご異議なしと認めます。よつて本諮問については原案のとおり答申することに決しました。

【6. 答申】

(委員に答申案が配付)

「会 長」

皆さんのお手元に答申案が配付されたことと思ひます。答申案の内容について、ご意見をいただきたくと思ひますが、何かございませつか。

(な し)

「会 長」

ないようですつので、答申を行いたくと思ひます。

会長より市長（代理：健康福祉部長）宛 答申書が提出される。

(委員に答申書の写しが配付)

【7. 協議案件】

「会 長」

7の協議案件に入りたいと思います。

「(1) 令和3年度酒田市国民健康保険事業計画(案)について」、事務局より説明をお願いします。

「国保年金課長補佐」(資料に基づき説明)

「会 長」

ただいまの件につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

(な し)

「会 長」

ないようですので、次に進みます。

「(2) 令和3年度酒田市国民健康保険特別会計予算(案)について」、事務局より説明をお願いします。

「国保係長」(資料に基づき説明)

「会 長」

ただいまの件につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

「A委員」

14ページの歳出の令和3年度(B)欄の保険給付費の傷病手当金に40万円とあって、これは5ページの重点事業のコロナウイルス関連の一番上の赤い枠で囲まれた②と関連していたり、9ページの7の重点事業の(2)の②とも関連していると思うのですが、令和2年度の当初予算との比較なので、令和2年度の(A)のところは0円になっているわけで、令和2年度は補正で予算がつき、国保条例の改正に伴い、令和2年度末まで時限が定められていたような記憶があって、今回、令和3年度当初予算を設定することで令和3年度末までの延長という条例改正の必要があるのかどうかということと、条例改正を伴うのであればいつの段階で改正するのか、当初予算が成立した後の4月以降でいいのか、その辺の事務的な進め方について、お話をいただければと思います。

「国保年金課長補佐」

委員おっしゃるとおり、傷病手当金の40万円については、令和2年度の4月臨時会での補正予算だったことから、令和2年度当初予算(A)欄は0円となっているものです。それから、傷病手当金は国の財政支援を前提としたものであり、現在、国の財政支援の期限が令和3年3月31日までとなっていますが、先日、県を通じて国か

ら、令和3年6月30日まで適用期限を延長するとの通知が届きましたので、本市の国保規則も同様に改正する予定です。

「D委員」

14ページが一番下の「一人当たり医療費」についてご説明がありました。先日山形市の国保運協に出席したんですが、山形市でも加入者は減っていて、医療費の総額も減っているのですが、一人当たり医療費は右肩上がりになっているという状況が報告されました。酒田市においては一人あたり医療費も下がっているということと、昨年からのコロナ禍で医療の受診控えがあったのでしょうけれども、社保でも受診控えの度合いは戻ってきていて、一時下がった分の影響はありますが、前年度並みに戻ってきています。酒田市の国保では、足元の数字をどのように把握されているのでしょうか。

「国保年金課長」

一人当たり医療費につきましては、令和3年度は下がる予算となっています。以前は加入者の減が大きく医療費の減が少ないため一人当たり医療費が右肩上がりだったのですが、近年は全体の医療費が大きく減となっているものの、加入者の年齢構成もあって加入者の減が少ないことから、このような形になっているものと見込んでおります。

足元の医療費の関係ですが、協会けんぽさんと同じ傾向かなと推測するのですが、診療月でいいますと9月と10月は給付額が前年同月よりプラスになったものの、直近の12月の診療月では10%近い減となりました。3月から12月までの前年同期比を見ますと給付額ベースではマイナス4%ということで、令和元年と平成30年を比較した前年同期比ではマイナス1.7%だったのが、今回はマイナス4%ということで、一人当たり医療費についても今回は前年同期比でマイナス2.2%、昨年は一昨年と比較するとプラス1.1%ということで、コロナの影響と即断はできないのですが、このような医療費の状況となっています。

「会 長」

他にございませんか。

(な し)

【8. その他】

「会 長」

ないようですので、次に進みたいと思います。

8のその他ですが、事務局から何かございませんか。国保年金課長。

「国保年金課長」

今後の予定としましては、前回、前々回と国保運営協議会の運営につきまして、いろいろご議論をいただき、結論を出していただいたところです。

4月は協議会の開催はなく、今後は8月が第一回、その後、11月、2月といったスケジュールになると考えています。なお、急な諮問案件が出てくれば協議会を開催し協議していただくこととなりますが、そういった新年度のスケジュールを考えています。傷病手当金は規則の改正ということで内部の手続きになりますが、傷病手当金に関連して、おおもとの法律の引用の関係で条例改正を行わなければならない可能性はあるかと思えます。

それから国保税条例ですが、コロナの減免の関係で新年度に入ってから条例改正を行わなければならないこともあろうかと思えますが、国の方針がまだ示されておられませんので、皆様方には資料の提供、あるいは8月の協議会での報告を考えております。

それと、出産育児一時金の制度が若干変更され、来年1月からの適用となりますが、その関係で11月の協議会で議論していただくことになると思いますが、前回の副市長の挨拶にもありました国保税の未就学児の均等割の軽減の関係で国保税条例を改正しなければなりません。いつの協議会に諮るかは国の動向を見ながらということになると思いますが、そういった新年度の日程を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

「会 長」

その他、委員の皆さんから何かございませんか。

「D委員」

国では、マイナンバーカードを保険証として使う方向で準備をしているわけですが、医療の現場にいらっしゃる先生方は端末の準備とか、どのような状況でしょうか。

「E委員」

一般の方のマイナンバーに対する意識が向上しないうちは、医療側も積極的には準備について考えていないところです。

「F委員」

どこかに不安があるんですね。その不安が漠然としたものなのか、どういうことで起こるのかが払拭されないままになっていて、私もこの制度の話聞いた時に大丈夫なのかなと、情報が漏れるとかそういったことがないのかなと思いました。機器の便利さは非常に素晴らしいと思っていますので、それを一般の人が認識するようなアナウンスメントがあったほうがいいと思います。医療機関の窓口がマイナンバーカードで便利になるのかもしれませんが、機器を入れないといけないのが大変なんです、出費もかさみますし、いろんなやり取りとかもありますし。患者さんの認識がないと、せっかく機器を入れてもどのくらい利用していただけるのかということもあって、二の足を踏むところがあるのです。

「G委員」

薬局グループから端末の申込はするように言われているので、端末の申込は済んでいます。物はまだ届いていなくて、薬局からすると処方箋に番号は入ってくるのですが、念のため確認しているケースがあるので、それがマイナンバーでやらなくて済むのかなと期待しています。

「H委員」

歯科医師会では導入する方向で動いてほしいということで話が進んでいます。国の方針で2023年には全ての医療機関がそういう体制になるようにということでしたので、取り組んでいくという流れになっています。

「会 長」

マイナンバーカードでお金も一緒に支払えるのですか。

「D委員」

そうじゃないです。マイナンバーカードを端末にかざすことで保険証の資格の確認が出来るということと、もう一步進むと、皆さんの治療に使った薬の情報などを提供できるようになるということ。あとは自分の検診データを過去の分まで見れるようになるはずなんです。マイナンバーカードが住民に普及していないのと、医療機関などで端末が普及していないので 国では3月に始めると言っているんですが、社保側で国からの指示で、スタートすることを広報するように言われているんですが、広報しても準備が整っていないので心配しているのです。

「会 長」

音頭を取るのは市役所なんですか。

「国保年期課長」

全ての医療保険者に関わることなものですから、国保は国保でやっています。ただ皆さんがマイナンバーカードを持っているわけではありませんので、医療機関で端末を導入していない場合、マイナンバーカードを持って行ったのに受診できなかった、保険証を持って行かなかったということがあられるわけです。今の状況では、保険証では全ての医療機関で受診できますが、マイナンバーカードでは受診できない場合もあるという不都合が生じるものですから、酒田市国保でも大っぴらには宣伝していないのが現状です。

「会 長」

他に何かございませんか。

(な し)

【9. 閉 会】

「会 長」

ないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。